

受託契約約款

(趣旨)

第1条 神戸市中央卸売市場西部市場食肉部の卸売業者である神戸中央畜産荷受株式会社（以下「会社」という。）が、神戸市中央卸売市場西部市場（以下「市場」という。）において行う卸売のための販売の委託の引受けは、神戸市中央卸売市場業務条例（令和2年神戸市条例第1号。以下「条例」という。）、同条例施行規則（以下「規則」という。）その他関係諸法令によるほか、委託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

第2条 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実に行います。

2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。ただし、天災、輸送遅延その他会社の責任に帰することができない事由によって生じた損害については、その責任を負いません。

(委託者の義務)

第3条 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

(1) 食品表示法に基づく品質表示基準（名称及び原産地表示等）

(2) と畜場法、食品衛生法及び各政省令等の基準及び規格

(3) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法における「特定牛肉」を委託する場合は、同法で定める「個体識別番号」の表示方法

2 委託者は、委託物品が牛の場合には、その肥育状況を説明し、品質並びに安全を確保するために生産履歴証明書を作成し捺印のうえ提出するものとします。なお、会社は、記載事項について、市場関係者の意見を聴取して指示できるものとします。

(販売の委託を引き受ける物品)

第4条 会社が販売の委託を引受ける物品は、次の各号に掲げるものとします。

(1) 肉類及びその加工品

(2) 枝肉又は部分肉として販売することを条件とした家畜（以下「家畜」という。）

(3) 前号により受託した場合に生じる原皮、内臓その他副産物

2 会社は、前項第2号に掲げる委託を受けたときは、委託者に代わって当該家畜のと畜解体を当該業務を行う者に委託し、枝肉及び原皮、内臓その他副産物として販売するものとします。

3 前項に掲げる原皮、内臓その他副産物については、あらかじめその買付価格（消費税額及び地方消費税額を除く。）を定めて委託者に通知する等により、その周知をはかることとします。また、これを変更する場合も同様とします。

4 枝肉の計量は、卸売場備付の計量器によって販売前に行い、量目計算に必要な減耗率は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 牛・豚の生体搬入 冷と体1. 0%

(2) 牛・豚の枝肉搬入 冷と体1. 0%

(委託物品の引渡し場所)

第5条 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で行い、家畜にあっては、市場内のけい留場で行うこととします。なお、規則第33条の規定により卸売をする場合には当該場所で引渡しを行うこととします。ただし、家畜の生体を除くものとします。

(委託物品の受領通知)

第6条 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、直ちにその物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の3営業日後（ただし、当該日が会社の休業日の場合には、そのあけた日）までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異常を認めるときは、会社は、引渡しを受けた後遅延なく直ちにその結果を委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。

(受託物品の保管)

第7条 会社は、受託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとします。

2 会社は、会社の責めに帰すべき事由によって受託物品の保管中に生じた腐敗、損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。ただし、次の各号に掲げる損害については、その責を負わないものとします。

(1) 家畜の輸送途中に発生した損害

(2) 家畜の引渡し終了後、輸送間の悪環境に起因するけい留（宿）中に生じた損害

(3) その他、委託者に帰すべき事由により生じた損害

3 会社は、受託物品の卸売にあたりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等について、その責任を負いません。

(受託物品の手入れ等)

第8条 会社は、受託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入れ加工その他の調製をすることができるものとします。

(受託物品の検査)

第9条 会社は、受託物品の保管中その物品について地方公共団体の検査を受けたときは、速やかにその概要等を委託者に通知します。

- 2 会社は、法令により又は衛生上及び品質確保の目的により検査等が必要な場合に、検体として、受託物品から必要なものを採取することができるものとします。なお、委託者は、これを無償で提供するものとします。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第10条 会社は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に危害を及ぼす可能性がある物品、市場の過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であるとして開設者の指定する検査員が認めた物品、食品表示法その他の法令の定めに違反する物品、市場施設の処理能力を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受入れが困難な物品、本約款によらない販売の委託の申込みがあった場合の物品、市場外取引や他市場での残品の出荷であることが明白であり、これが同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度ある場合の物品、及び暴力団関係者若しくは反社会的勢力関係者等から販売の委託の申込みがあった場合の物品の販売の委託は引受けません。

- 2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。
- 3 前項の処分によって生じた費用及び損害は、すべて委託者の負担とします。
- 4 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。
- 5 原産地及び生産履歴が不明な場合は、受託を拒否することがあります。

(帳簿の閲覧)

第11条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第12条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第13条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、原産地表示、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

- 2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は品質の相違、数

量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の表示)

第13条の一 委託者は、会社の物品を出荷するときは、荷札、標識等の添付、その他の方法により、委託者を明確にするものとします。

2 前項の措置をとらなかったことにより、又は委託物品の輸送の途中において荷札、標識等の亡失、その他の事由によって委託者が不明となったことにより生じた損害については、会社は、その賠償の責任を負わないこととします。

(受託物品の上場)

第14条 会社は、委託物品を、原則としてその受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めるときは、委託者の同意を受けて受領物品の全部又は一部について、その上場を前項の翌日の卸売取引へと変更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ等量ずつ分割して上場することができることとします。

3 受託物品の上場順位は、委託者から特段の指示がない場合は、会社の判断により決めることができるものとします。

(売買取引の方法)

第15条 委託物品の卸売方法は、せり売若しくは入札の方法、又は相対の取引による方法によることとします。

2 委託者は、会社に対して予約相対取引用の物品を委託する場合は、生体搬入の場合は搬入予定日の前日の午後4時まで、枝肉搬入の場合は取引予定日の前日の午後4時までに会社に通知しなければならないものとし、すでに委託を受けた他の物品からの変更はできないこととします。

(当該市場の売買参加者以外の者に対する卸売)

第16条 会社は、委託物品を当該市場の売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

(販売不成立の場合の処理)

第17条 会社は、受託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅延なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

- 第18条 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には、第13条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。
- 2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値等の条件がある場合での販売不成立の場合の処理)

- 第19条 会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合、その条件どおり委託物品を販売することができないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと、委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。
- 2 前項の場合において損害が生じたときは、会社はその賠償の責任を負いません。
- 3 第1項ただし書の規定によって販売したときは、会社は、売買仕切書に付記して委託者に送付するものとします。

(委託の解除等)

- 第20条 会社は、委託者による販売委託の解除の申込みがあったときは、家畜にあってはそのと畜前、その他の物品にあってはその販売準備着手前に限り、これに応ずるものとします。
- 2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除に要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故あるときの処置)

- 第21条 会社が卸売業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の受託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

- 第22条 会社は、受託物品を販売し、これを買受人に引渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として会社に対して事故補償の申出があった場合は、別途会社が定める「事故処理規程」並びに「肉牛事故共済規程」に基づき、事故補償を行うものとします。

(委託手数料)

- 第23条 会社が委託者から収受する委託手数料は、第4条第1項の各号に定める委託物

品の販売金額（消費税及び地方消費税を含まない金額とします。）の合計額に100分の3.5を乗じて得た金額（円未満端数切捨て）に、消費税率（標準税率）を乗じて得た金額（円未満端数四捨五入）を加算した金額とします。

（委託者の費用負担）

第24条 受託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

- （1） 通信費（当該物品を販売するにあたって委託者等への連絡に要する費用）
- （2） 運送費（会社の当該物品の卸売場までの運搬及び荷卸しに要する費用）
- （3） 売買仕切金送金料
- （4） と畜解体費用（けい留（宿）、と畜場使用、と畜解体のためとくに経費を必要としたときは、その費用）
- （5） と畜検査料（非課税）
- （6） 保管料（受託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに経費を必要としたときは、その費用）
- （7） 品質管理費
- （8） 格付手数料
- （9） 調製費（手入れ加工その他の調製につきとくに経費を要したときは、その費用）
- （10） 肉牛事故共済会への掛金
- （11） その他会社が立て替えた費用

2 前条の委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額（消費税及び地方消費税を含む金額とします。）から控除するものとします。

（売買仕切書の送付）

第25条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日（ただし、当該日が市場の休業日の場合は、そのあけた日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、価格（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）、数量及び価格と数量の積の合計額、当該物品に係る消費税額（消費税法の標準税率が適用される品目の消費税の合計額及び軽減税率が適用される品目の消費税の合計額）、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額（「売買仕切金」とします。以下、同じ。）を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

（売買仕切金の支払）

第26条 売買仕切金の送付は、特約がある場合を除き、委託物品の販売をした翌日（ただし、当該日が金融機関又は市場の休業日の場合は、そのあけた日）までに行うものとします。

2 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の申請等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払場所は、市場内の会社の事務所とします。

（売買仕切金の精算）

第27条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第25条第2項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し速やかに精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

(再販売)

第28条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため受託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

(電子商取引についての取扱い)

第29条 委託物品を市場に搬入することなく電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用する取引方法(電子商取引)により卸売を行う場合の委託物品の引渡し、受領、事故処理及びその他必要な事項については、第5条、第6条、第13条、第23条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うこととします。

(臨時開市等の通知)

第30条 会社は、臨時の開市及び休業日その他委託者に重要な関係を有する事項については、直ちに委託者に通知するものとします。

(売買取引条件の公表)

第30条の一 会社は、条例第40条の規定により、インターネット等の方法により次の事項を公表します。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 物品の引渡し方法
- (4) 委託者が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 売買仕切金の支払期日及びその方法
- (6) 出荷奨励金等の種類、内容及びその額

(緊急を要する家畜の受け入れ)

第31条 集荷計画に基づかない緊急のと畜を要する家畜の受け入れは、次の各号にすべて該当する場合に限り受け入れるものとします。

- (1) 市場連絡協議会にて決定した受け入れ可能日であること。
- (2) 受け入れ当日の午後3時までに緊急搬入の申請を行い、かつ、午後7時までの搬入が可能であること。
- (3) 家畜の搬入時に、獣医師が作成した診断書及び送り状、その他受け入れに必要な書類の提出が可能であること。

2 前項にてと畜した場合の内臓は、神戸市食肉衛生検査所の診断結果にかかわらず全廃棄とします。

(管轄裁判所)

第32条 販売の委託に関する一切の事件に係る訴訟についての管轄裁判所は、神戸市に所在する裁判所とします。

(約款の変更)

第33条 会社がこの約款の全部又は一部を変更するときは、市長に届け出のうえ、速やかに委託者に通知するものとします。

附 則

1. 昭和51年12月施行の「受託契約準則」は、これを廃止する。
2. この約款は、昭和47年 4月 1日から施行する。
3. この約款は、昭和50年 9月29日から施行する。
4. この約款は、平成元年 4月 1日から施行する。
5. この約款は、平成元年 7月 4日から施行する。
6. この約款は、平成12年 5月 1日から施行する。
7. この約款は、平成17年 5月 1日から施行する。
8. この約款は、平成19年 4月 1日から施行する。
9. この約款は、平成23年 4月 1日から施行する。
10. この約款は、平成26年 4月 1日から施行する。
11. この約款は、平成30年 4月 1日から施行する。
12. この約款は、令和元年10月 1日から施行する。
13. この約款は、令和2年 6月21日から施行する。
14. この約款は、令和4年 7月 1日から施行する。